

## 営業店の業務再開（窓口営業時間の変更）に関する公告

株式会社岩手銀行は、政府による緊急事態宣言の発令を踏まえ、金融仲介機能の維持と新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、一部の営業店において昼時間を臨時休業（窓口営業時間の変更）としてまいりましたが、下記の営業店について通常営業を再開いたしますので、定款第5条および銀行法第16条第1項の規定に基づき、公告いたします。

### 記

#### 1. 通常営業再開店舗

東京営業部（東京都中央区日本橋本町四丁目4番2号 東山ビルディング5階）

#### 2. 業務再開日

2020年6月22日（月）

以上

2020年6月17日

岩手県盛岡市中央通一丁目2番3号

株式会社岩手銀行

取締役頭取 田口 幸雄